病院支部ニュース

第57回 No.21
2018.3.27
都庁職病院支部教宣部発行
発行責任者：南田昌枝

職員の給与を引き下げ、患者負担を引き上げる独法化反対！

都議会内会議室で独法化反対集会

27日都議会内会議室で、第2回都立病院独法化を都議と考える学習講演会が都立病院の充実を求める連絡会の主催で行われました。安達智則都留文科大学非常勤講師が「都立病院経営委員会の虚言（ウソ）を暴く」というテーマで講演しました。

反対署名を1次分を都議会に提出

都立病院の充実を求める連絡会が、都立病院独法化反対署名4110筆を都議会へ提出しました。連絡会は6月までに3万筆を目標に署名運動を行っています。まだ署名をしていない方は、ぜひ署名をしてください。

超過勤務を過少申告させることは犯罪行為！

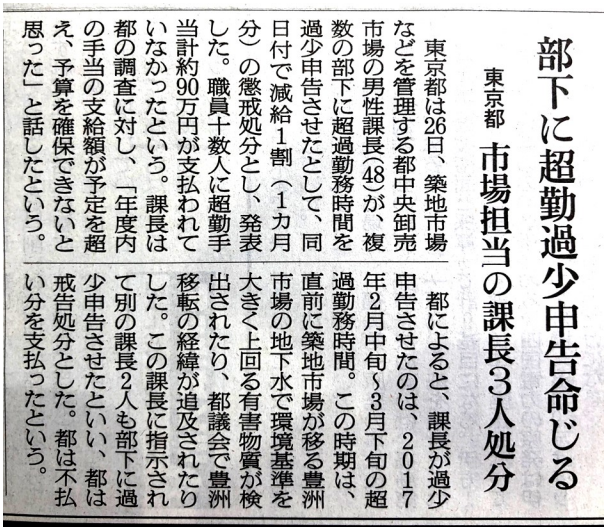

部下に超勤過少申告命じる

東京都 市場担当の課長3人処分

東京都は26日、築地市場などを管理する都中央卸売市場の男性課長(48)が、複数の部下に超過勤務時間を過少申告させたとして、同日付で減給1割（1カ月分）の懲戒処分とし、発表した。職員十数人に超勤手当計約90万円が支払われていなかったという。課長は都の調査に対し、「年度内の手当の支給額が予定を超え、予算を確保できないと思った」と話したという。

都によると、課長が過少申告させたのは、2017年2月中旬～3月下旬の超過勤務時間。この時期は、直前に築地市場が移る豊洲市場の地下水で環境基準を大きく上回る有害物質が検出されたり、都議会で豊洲移転の経緯が追及されたりした。この課長に指示されて別の課長2人も部下に過少申告させたといい、都は戒告処分とした。都は不払い分を支払ったという。

超過勤務を少なく申請させることは犯罪行為です。左は部下の超過勤務を少なく申請させた課長が懲戒処分を受けたことを報じる27日付朝日新聞朝刊です。この課長は超勤予算が確保できないから過少申告させたそうです。実際に行った超過勤務に対して「本当に必要だったの」「なぜそんな時間がかかったの」と過少申告させること、職員が過少申告をしているのを知りながら、あるいは申告できないでいることを知りながら、それを放置することも同様の犯罪行為です。また、前超勤を行っていることを知りながら、「どこまで認めるのか分からない」などというのも同様です。

言論の自由を奪う迷惑防止条例改正案は廃案に！

現在都議会に提出されている迷惑防止条例改正案は、「憲法が保障する市民の言論・表現の自由、知る権利、報道の自由、労働組合の団体交渉権などを侵害する上に、市民運動、労働運動、報道活動に対し警察権力の介入を容易にする道を開こうとする」（宇都宮けんじ公式サイトより）大変危険なものです。SNSなどで反対の声を広げよう！

＜当面の日程　2018＞

第3回都立病院独法化学習会

4/25（水）18：30～

「改革プランと経営委報告の虚実を検証する～経営形態と財務諸表を中心として～」

会場：文京シビックセンター4階ホール

講師：太田　正先生

作新学院大学名誉教授

発行 都庁職病院支部
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二庁舎10階　直通03-3349-1711 FAX03-3349-1713
E-mail:mail@t-byoinsibu.jp　URL http://www.t-byoinsibu.jp
@Byoinsibu_Tocho　都立病院のお役立ち情報を発信しています

あなたの職場の健康度は？いますぐチェック

LINE@ 都庁職病院支部
職場の悩み相談に乗ります
LINE@アプリの登録が必要です

都立病院で働くしぶ子さんがつぶやいています。共感することもあるはず！

#看護師のしぶ子さんで検索